

[1億1000万個の地雷]

谷一夫

今日はユニセフの資料から引用させていただく。

世界中に仕掛けられた地雷の数は、推定で1億1000万個。それは12人の子供に1つの割合になるのだそうだ。始末の悪いことに地雷は、埋められてから40~70年たっても爆発する。ポーランドでは第2次世界大戦中に埋められた地雷で、今でも人々が傷ついたり、死んだりしているという。アフガニスタンには今なお1500万個の地雷が埋められており、カンボジアでは月に300人の人が死傷し、その多くは子供たちである。

なぜ子供たちなのか。

蝶々型地雷というのがある。手の中にすっぽり入る大きさで、蝶々のようにカムフラージュされており、ヘリコプターから数千の単位で投げ落とすと、広範囲の地域に旋回しながら着地するように設計されている。子供らしい好奇心から手に取ると爆発し、光を奪い手足を引き裂く、悪魔の兵器である。

ひとつの地雷を撤去するのに、3万円から10万円の費用かかる。

3千円で、25kgの幼児栄養食を子供たちに贈ることができる。6千円で、700人以上の赤ちゃんに脱水症をなおす経口補水塩を与えることができる。

1万円で、負傷した子供たちに応急手当を施す手術器具セットを贈ることができます。

5万円で、清潔な飲み水を得るために手押しポンプ井戸とパイプを贈ることができます。

10万円で、60人の子供に6種類の予防接種を実施できる。

外食を1回我慢して、その分を可哀想な子供たちにと思われる方、お問い合わせは、<0120-881052>ユニセフへどうぞ。

(谷医院院長)

## 10月の定例会

日頃、協力会員さん同士が十分に話し合える時間がなかなか取れないということもあって、10月の定例会はざっくばらんに話し合いが出来たらと昼食を共にすることになりました。このお世話役は岩本さんにお願いしました。

- ◆日 時・10月7日(月) 11時~14時 事務手続きのない方は11時半にお集まり下さい
  - ◆場 所・一宮駅西「なますや」 0586-44-3333
  - ◆申 込・9月30日まで
  - ◆連絡先・岩本よしえさん宅 (0586-44-2800)
- この日はケアはお休みです。利用会員さんご承知下さい。  
協力会員さんはご出席下さい

## 日本ケアシステム協会 平成8年度総会・ミニ全国大会・センター長会

お知らせ

この度日本ケアシステム協会の平成

八年度総会・ミニ全国大会・センターセンターロン長会が倉敷センター五周年記念行事と

平行して倉敷市で行われます。

△△△△

セ ジー長会・九月十三日(金)十二時三十分から

△△△△

セ ジー長会・九月十四日(土)十六時~十七時

△△△△

セ ジー長会・九月十四日(土)十六時~十五時

△△△△

セ ジー長会・九月十四日(土)十六時~十七時

△△△△

ミニディサービスに参加して

スタッフとして初参加の私は作業の手順も段取りも分からず「あー大変だ!」と右往左往しているところへ、利用者さんも揃い昔主婦、今主婦の人が入り交じっての昼食の準備。雑談をしながら皆生き生きとしてとっても良い雰囲気。

午後、園児さんがお歌の参加をされると皆さんめ顔はゆるみっぱなしで活気がみなぎる。

やっぱり子供は幸せを運ぶ天使だなーと感動しました。

おやつの時間「これ食べると帰らんならんでいやだわー」の声に大爆笑となつたが、この日をどれ程心待ちにされたかと思うと胸が熱くなってしまった。

子供の声を、姿を感じながら友達と語らい気楽に過ごす。こんなアットホーム的で本当の手作りディサービスは施設などのそれとは又違った地域的役割を担つたものだと改めて実感しました。(協会員 K・M)

次回この欄はSさんです。お楽しみに!  
"友達の輪"次々指名していきましょう。

## 9月の予定

1日(日)	会報「まごころ尾張」発行
2日(月)	定例会 一宮市民会館
4日(水)	運営委員会
5日(木)	ミニディサービス
9日(月)	一宮ボランティア 山口、駒井
11日(水)	一宮ボランティア 鈴木、平井
12日(木)	運営委員会
13日~14日	一宮ボランティア 松原、下川 日本ケアシステムセンター長会議 総会・全国大会(ところ・倉敷)
17日(火)	バザー用お菓子作り
18日(水)	" ききょう会館
19日(木)	ミニディサービス
21日(土)	一宮ボランティア 渋谷 当センター主催 音楽療育講演と交流の集い
25日(水)	運営委員会
26日(木)	一宮ボランティア 遠山、岩田
27日(金)	一宮市在宅療養支援システム実務者会議
30日(月)	一宮ボランティア 宮田、小出

## ご存じですか

## 付き添い看護料の助成

(平成9年9月まで実施)

老人医療の受給者が基準看護を行っていない病院等に入院し、看護が必要となった場合に、看護料金と社会保険等から支払われる額との差額があるときは、原則としてその差額を市町村が負担します。手続きは市町村の老人医療係

